

平成31年度税制改正のポイント

(中小企業・小規模事業者向け)

1. 個人版事業承継税制を創設します

- 個人事業者の集中的な事業承継を促すため、10年間限定で、贈与税・相続税を100%納税猶予する「**個人版事業承継税制**」を創設します。

【制度の概要】

- ・適切な資産区分について、青色申告書を参考とした承継円滑化法の認定を得た事業者のみが対象。
- ・土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る贈与税・相続税の100%納税猶予制度の創設により、事業承継時の支払負担をゼロにします。
- ・既存の事業用小規模宅地特例との選択性です。

2. M&Aによる事業承継に取り組む中小企業を支援します

- 法認定を受けた事業承継ファンドの出資を受け、事業承継に取り組む中小企業が**中小企業向けの設備投資関連税制を適用できる**ようにします。

3. 災害への事前対策強化のための支援制度を創設します

- 災害への事前対策を強化するため、防災・減災設備を取得した場合、特別償却(20%)を可能とする「**中小企業防災・減災投資促進税制**」を創設します。

4. 生産性向上に向けた設備投資を支援します

- 特別償却(30%)又は税額控除(7%)を受けられる中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の**適用期限を2年間延長**します。
- 中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資を行った場合、即時償却又は税額控除(10%)を受けられる中小企業経営強化税制の**適用期限を2年間延長**します。併せて、働き方改革に資する設備も**適用対象であることを明確化**します。

5. 中小企業の経営基盤強化、研究開発を支援します

- 中小企業に適用される軽減税率(法人税を所得800万円まで、19%から15%に軽減)の**適用期限を2年間延長**します。
- 試験研究費の一定割合を税額控除可能とする中小企業技術基盤強化税制の**適用期限を2年間延長**します。